

伊方発電所3号炉 高経年化技術評価に係るヒアリング コメント反映整理表<共通>

No	日付	資料名	該当ページ	コメント内容	コメント対応	回答日	完了日
1	2023年12月15日	本冊	21	評価の実施に係る組織について、品質保証の役割を担う部門の記載がプロセス確認を行う運営グループだけとなっている。実際には原子力監査(内部監査)も含めたより広い観点での品質保証体制が構築されているものと考えているが、その考えで良いか?、また、そうであれば、評価書本冊、補足説明資料に適切に記載しない理由を説明すること。	当社の品質保証体制は原子力監査を含めた体制を構築している。 「資料3-1 評価の実施に係る組織」については、評価責任者である原子力部 発電管理部長のもと技術評価等にあたる体制を記載しており、発電管理部長から独立した審査室原子力監査担当部長のもとで体制を構築している原子力監査は記載していない。なお、今回の高経年化技術評価は原子力監査による内部監査を受けている。	1月29日	
2	2023年12月15日	本冊	23	4.1 技術評価対象機器において、「…系統図等を基に抽出した」とあるが、「等」について他にもあるのか、抽出手順を具体的に説明すること。	回答資料 伊方3号炉-共通事項-2のとおり。 抽出過程がより明確になるように補足説明資料に反映する。申請書類については今後適切なタイミングで反映する。	1月29日	
3	2023年12月15日	本冊	6&7	2.3技術基準規則への適合に向けた取り組み及びそのスケジュールに記載される工事計画について、それぞれ工事の内容(事項名)を補足説明資料において説明すること。	回答資料 伊方3号炉-共通事項-3のとおり。	1月29日	
4	2023年12月15日	本冊	18	原子力発電所の保全活動の概要において、高経年化技術評価を踏まえた保全活動のフローが記載されていない。高経年化技術評価及び長期施設管理方針を踏まえた保全活動を説明すること。	施設管理において、高経年化技術評価の評価結果および長期施設管理方針を保全に反映する活動があるためフローを追加する。	1月29日	
5	2023年12月15日	本冊	19	高経年化技術評価の実施にあたり、評価書作成助成として伊方発電所が協力したとの説明があるが、その体制や内容について具体的に説明すること。	評価書作成助勢のため、伊方発電所の各設備担当課は、評価書作成担当グループからの依頼を受け、エビデンス収集、現場確認、現状保全内容調査を実施し、その結果を評価書作成担当グループに連携した。	1月29日	
6	2023年12月15日	本冊	4	主要仕様の燃料に低濃縮ウラン(燃料集合体157本)と記載されているが、第12回定期検査後はウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料も使用している。MOX燃料を記載しない理由を説明すること。	ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料も使用しているため、今後適切なタイミングで申請書類に反映する。	1月29日	

伊方3号炉-共通事項-2

<p>タイトル</p>	<p>4.1 技術評価対象機器において、「・・・系統図等を基に抽出した」とあるが、「等」について他にもあるのか、抽出手順を具体的に説明すること。</p>
<p>説明</p>	<p>安全重要度分類審査指針およびこれを踏まえ具体的な分類を示した日本電気協会「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」(JEAG4612-2010)に基づき識別した色塗系統図、社内規定(設備の重要度分類管理内規)、工事計画認可申請書を基に、評価対象となる機器および構造物全てのリスト(機器リスト)を作成した。なお、色塗系統図は、安全機能の重要度分類ごとに着色したものであり、高温・高圧範囲等の明確化を図るものである。</p> <p>評価対象となる機器および構造物の抽出フローを以下に示す。</p> <pre> graph TD A[プラント全系統・構造物・機器] --> B{安全上重要(*)または 常設重大事故等対処設備か?} B -- No --> C{高温・高圧の環境下 (**)にあるか?} B -- Yes --> D{機器単位で長期に わたり使用するか?} C -- No --> D C -- Yes --> E{クラス3の機器・ 構造物(*)であるか?} D -- No --> F[評価対象外 ・燃料集合体等] D -- Yes --> G[評価対象機器および 構造物] E -- Yes --> H[自主的評価] E -- No --> I[評価対象外] </pre> <p>*1 重要度分類クラス1および2^{(*)3}(耐津波安全性評価が必要な浸水防護施設に属する機器および構造物を含む。)</p> <p>*2 重要度分類クラス3のうち、最高使用温度が95℃を超え、または最高使用圧力が1900kPaを超える環境下にある機器(原子炉格納容器外にあるものに限る)</p> <p>*3 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の重要度分類</p> <p>*4 浸水防護施設に属する機器および構造物を含む。</p> <p>評価対象となる機器および構造物の抽出フロー</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

伊方3号炉－共通事項－3

<p>タイトル</p>	<p>2.3 技術基準規則への適合に向けた取り組み及びそのスケジュールに記載される工事計画について、それぞれ工事の内容（事項名）を補足説明資料において説明すること。</p>
<p>説明</p>	<p>1. 新規制基準適合に係る工事計画 平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正ならびに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針の変更。</p> <p>2. 特定重大事故等対処施設設置に係る工事計画 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設の設置。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>